

レーニンの国家独占資本主義概念について

小 松 善 雄

一、はじめに

国家独占資本主義はこれまで「国家の独占体への従属」(いわゆる「従属説」)ないし「国家と独占体とのゆ着」(いわゆる「ゆ着説」)をその本質とするものと規定されてきた。しかし、このようなとらえ方は独占資本主義と国家独占資本主義とをわかつ、国家独占資本主義に固有の諸特質をあきらかにしえない基本的欠陥をもっている。そこでこの点への顧慮をともなつて現在、「ゆ着説」の立場をうけつぎ、その変形として国家独占資本主義を「独占体の力と国家の力を単一の機構に結びつけ

レーニンの国家独占資本主義概念について

ている」(＝一体的結合)ものとする定式化がおこなわれ、このような捉え方がレーニンの国家独占資本主義論にも合致し、それをうけつぐものとして、通説ないし、正統的見解とされている。⁽¹⁾

ところで近年このようにとらえられた国家独占資本主義概念にたいし、——批判者によつて「融合テーゼ」とよばれている——その「説明力」⁽²⁾「予見能力」への疑問というかたちで批判が提起されてきている。それとともにこの批判は、国家独占資本主義概念を現代資本主義分析の「概念的枠組」としてもちいることじたい「根本的反省」を要するとし、それにかわつて

「組織資本主義」、あるいは「現代資本主義」をパラダイムとしてとるべきであるとする。

両者は、このように対立しているとはいえず、他面、共通に「ゆ着説」―独占体の力と国家の力の「一体化」テーゼともいいうべき把握を国家独占資本主義のありうべき唯一の規定としてうけいれ、レーニンの国家独占資本主義規定もそのようなものであったのであるが、しかし、そのような捉え方じたいがまず吟味されなければならないのではないだろうか。そしてこのような外面的・抽象的対立の根底には「一体化」テーゼじたいのあいまいさ、ひいては国家独占資本主義とはそれじたい何かというその概念がなお明確になっていない問題性が表白されているともいえるのであって、それだけにレーニンの国家独占資本主義の概念がどのような内容のものであったかの確定はなお、緊要な理論的課題たるを失っていないといわなければならぬであろう。

この課題の解明のために、われわれはこれまでのところ、レーニンの国家独占資本主義と類似し関連する国家資本主義、および国家的独占という二つの概念について「レーニンの国家資本主義論」「レーニンの国家的独占概念の考察」(『立教経済学研究』第三一卷第四号、第三二巻第一号)で予備的考察をおこなってきた。そして前者においては、レーニンが国家独占資本主義概念を確立した一七年四月以降の国家資本主義についての諸論述を検討し、固有の意味での国家資本主義とは国家が基本

的生産手段、流通手段を占有、ないし所有し、そのような生産、流通手段が資本関係のもとで充用され、したがって国家がその資本関係の直接的関与者ないし主体となって統制をおこなう企業・産業経営形態としての広義の国家企業をさすとともに、そうした国家企業において体现されている生産関係、経済関係のひとつの型を意味するものであり、国家資本主義と国家独占資本主義の両概念は、ただちに同一視することはできないことをみた。ついで後者において国家的独占は、レーニンにあっても「産業上、商業上の諸機能の国家への移転」ととらえられるところの国有国营企業を中心とする国营企業形態をとるものを意味し、したがって国家資本主義という生産関係、経済関係の形態、むしろその代表的形態であるとともに最高環節に位置するものであることをあきらかにしてきた。

そこで、レーニンにおける国家独占資本主義の概念内容をあきらかにすべき段階にきたわけであるが、しかし、当然ながらこの課題にこたえてゆくには、いくつかの問題側面の解明が積みあげられていなくてはならない。そこで小論では、この課題にとつてとくに基本問題をなすといえる、レーニンにおいて独占資本主義の一定の発展様相をあえて国家独占資本主義と規定させた根拠は何か、いかえれば国家独占資本主義の根本規定は何にもとめられていたのかという問題にかぎって考察することにした。このため論のすずめ方としては、まずレーニンの国家独占資本主義論の成立過程に即し、その形成をうながした

諸事情をさぐり、ついで一六年末から一七年三月までの所説と国家独占資本主義概念を確立した四月協議会以降の所説をみることによってその根本規定とされているもの、したがって基本概念をあきらかにするとともに、しばしば問題となるブハーリンの「国家資本主義トラス」論とレーニンの国家独占資本主義論とに共通なものとその相違点を明らかにしていくという手順をとることにする。そして、最後にえられた基本概念との関連で、これまでの国家独占資本主義論について若干の理論史的吟味をおこなってみたい。

二、レーニン国家独占資本主義論の形成契機

まず、レーニン国家独占資本主義論の形成をめぐる諸事情、その契機となったものは何にもとめられるであろうか。この点では、レーニンが国家独占資本主義について何を根本規定としていたかという問題への手がかりを与えるだけでなく、総じてレーニン国家独占資本主義論の基本性格をうかがうにも必要であると思われるので、はじめにこの点からみていこう。

一九一四年八月第一次世界大戦の勃発とともにドイツ社会民主党ははじめ第二インタナショナルの諸党はあいついで一二年一月のバーゼル宣言の誓いを破約し、自国帝国主義擁護の立場に移行する。その翌九月、ロシア社会民主党中央委員会名で出された「戦争とロシア社会民主党」と題する宣言において、レ

レーニンの国家独占資本主義概念について

ーニンははじめて公然と「帝国主義戦争を内乱に転化せよ」という事態に対する根本的戦術を定式化したのが、この戦術はつぎのような基本的認識に支えられたものであった。すなわち、第一にこの戦争は帝国主義戦争であり、その「現実的内容」は他国の領土と富の強奪・分割であり国内の政治的危機から勤労大衆の注意をそらせ、民族主義で労働者を分裂させプロレタリアートの革命運動を弱めることにある。第二に第二インタナショナルの指導者の行動は「社会主義の大業の直接の裏切り」であり、労働者階級の立場を帝国主義の立場に融合させるブルジョア排外主義、自由主義にたつもので、これにより第二インタナショナルは崩壊した、第三に「すべての先進国では、戦争が社会主義革命のスローガンを日程にのぼせている。このスローガンは、戦争の重荷がプロレタリアートの肩に重くのしかかればのしかかるほど、また巨大資本主義の技術的進歩がすばらしく発展している情勢のもとでおこなわれている、こんにちの『愛国主義的』蛮行の恐怖がすぎさったのちにヨーロッパの再建でプロレタリアートがはたす役割が当然に積極的になればなるほど、ますます緊急なものとなる」(邦訳全集第二巻、一九ページ)であらうということに集約される認識であり、大戦期におけるレーニンの全実践の基調はこの基本的認識に立脚していたのである。

しかし、「帝国主義戦争を内乱に転化せよ」という革命的敗戦主義の真理性は、この基本的認識が、ここでのべられたよう

な宣言の域にとどまらず、さらにすすんで理論的論証にたえるものとして提示されなければならなかった。かくて一九一六年六月に完成された『帝国主義論』は、「本書のなかで証明されている」ことは「一九一四〜一九一八年の戦争がどちらのがわからしても帝国主義戦争」(フランス語版およびドイツ語版への序言)であるとされ、また『カウツキー主義』にたいする批判に「特別の注意がはらわれ」、結章の第七章「帝国主義の歴史的地位」で帝国主義が「過渡的な資本主義」も「もっと正確にいえば、死滅しつつある資本主義」として論定されていることからみても、まさにさきの基本的認識に理論的確認を与えるものであったといえる。

しかし、「帝国主義戦争を内乱に転化せよ」というスローガンは『帝国主義論』が主としてとりあつた帝国主義と帝国主義戦争の経済的必然性の論定につくされないいっそう広い含蓄をもつものであって、とりわけ、さきの第三の認識としていわれているように革命の現実性、すなわち「戦争が社会主義革命のスローガンを日程にのぼせ」内乱革命がとけられないとすれば、およそ革命の根本問題である国家権力の問題が正面からとりあげられなければならない。『帝国主義論』執筆後とてくまれた『国家論ノート』(『マルクス主義国家論』)の作成とそれをもとにロシア革命の二月から一〇月への過程における七月事件——コルニロフ反乱の時期に執筆された『国家と革命』は、第一版序文での「国際プロレタリア革命はあきらかに成長

している。この革命の国家にたいする関係の問題は、実践的な重要性をもつようになってきている」(第二五巻、四一三ページ)という課題意識にみられるように、この根本問題にたいし、理論的解明をこころみたとはいえるのである。

レーニンにおける国家独占資本主義論も、このような実践的課題意識のもとにとりくまれた『国家論ノート』の作成過程にその形成契機をもつといえる。そこでその点をレーニン国家独占資本主義論の理論的生成にとつての媒介環、展開契機となつたとみられる国家資本主義への論及を中心に、フォローしておく。

レーニンは『帝国主義論』執筆後、帝国主義段階における民族国家と民族自決権の承認、革命闘争における改良と民主主義の役割をめぐって、ブハーリンらの、いわゆる「帝国主義的経済主義」との闘争をおこなっているが、この過程でのブハーリンの国家論批判を機に、一六年後半より『国家論ノート』をとりはじめた。この間のいきさつをクループスカヤ『レーニンの思い出』は、つぎのようにのべている。

「ブハーリンは八月末に『Jugend-Internationale』(青年インターナショナル)第六号の『Nota Bene』という記事に、国家の役割の過小評価、プロレタリアートの独裁の過小評価が顕著な論文を書いている。イリイチは、『青年インターナショナル』の記事でブハーリンのこの誤りを指摘した。社会の全組織の再編においてプロレタリアートの指導的役割を保証するプロ

レタリアートの独裁——これこそ一九一六年の後半に、ウラジミール・イリイチにたくに関心をいだかせたところのものであった」(内海周平訳、青木文庫下、二一八ページ)「ウラジミール・イリイチは、マルクス・エンゲルスが国家について書いたあらゆるものを熱心に読みかえし、抜き書きをつくりはじめた。この仕事は、来るべき革命の性格のとくにふかい理解で彼を武装させ、この革命の具体的な課題を理解する仕事に、もっとも真剣な準備をさせた。[……]一九一六年の秋と一九一七年のはじめに、イリイチは理論的な仕事に没頭した」(同上、二一九、二二一ページ)。

ここでプハーリンの青年インタナショナル第六号の論文といっているのは「帝國主義的強盗国家」(一六年七月執筆)という標題のもので、レーニンの「青年インタナショナルの記事」といっているのは「青年インタナショナル(覚書)」(一六年一月二日に発表、第二三卷)のことである。ここでの論点は、プハーリンが「国家に対する自分の原則的な敵対性」というかたちでマルクス主義の国家に対する態度を定式化したことにたいし(いわゆる「国家爆破テーゼ」)、レーニンが、それを無政府主義的として、社会主義者は「資本主義から社会主義への特異な過渡的形態として国家を利用する必要を主張している。そうした過渡的形態——やはり国家である——がプロレタリア独裁である」(同上、一七七ページ)と批判したことをさしている。ところでこの論争にはクループスカヤがのべていない若干の

レーニンの国家独占資本主義概念について

いさざつがある。すなわちプハーリンはそれ以前「帝國主義國家の理論によせて」という論文をレーニンの主宰する《スボールク・ゾツィアル・デモクラター》へ送ったが、「青年インタナショナル(覚書)」でいわれているような批判視角から掲載を断われ再考をうながされていた。ところが、さきの「帝國主義的強盗國家」が、この「帝國主義國家の理論によせて」と主旨が変わっていないところから、前記のようなレーニンの公開批判となったものである。

しかし、この論争で注意されるのは、レーニンはプハーリンの半無政府主義的國家論をきびしく批判しながらも、プハーリンの前記二論文でのべられている國家資本主義論については以下にみるように肯定的な評価を与えていることである。

プハーリンはすでに一九一五年の『世界經濟と帝國主義』において「國家資本主義トラスト」論を展開していた。すなわち、そこではこのべられている。「集積の過程の最初の形態は個人企業までの資本の集積である。[……]株式会社の發展は、たくさん個人企業家の資本の利用を可能にし、個人企業の原則を根本的に掘りくずした。同時に、株式会社の發展は強大な独占的な企業家連合の前提をつくりだした。この場合には、資本の集積は、もうひとつの形態、つまりトラストでの集積という形態をとった。[……]だが、そんなときでも發展はと(どまー引用者)らない。個々の生産部門は、いろいろの方法で、ひとつの統一な高度に組織された集合体に結びあわされる。

金融資本はその国全体を鉄の鎖でつなぐ。『国民経済』は、ひとつの強大な、結合したトラストに転化する。そしてその出資者は金融グループと国家である。われわれはこのような組織を国家資本主義的トラストと名づける」(西田勲、佐藤博訳、現代思潮社、一八六ページ)。

そして「帝国主義国家の理論によせて」の「II 帝国主義国家と金融資本主義」では「国家資本主義の生産関係の成長が競争との関連で急速に進みつつある」としてその過程をドイツを中心に「帝国配給所」(Reichsverteilungsstelle)「戦時原料会社」(Kriegsstoffgesellschaften)「ライヒスバンク」「貸付金庫」(Darlehnskassen)等、主として生産、流通、貨幣、信用の各部門にわたる国家的独占(『輝やかしい』未来が待っている国营企業の純粹型)、混合企業(純粹型への過渡的形式)の発展に焦点をあわせて叙述し、総括してH・ニンカンプの『帝国株式会社』などを引証しつつ「搾取の庇護者としての国家は搾取対象としてのプロレタリアートに直接対立する単一の集権化された搾取組織に変容する」と、この集中化過程の帰結をえがきだしている。⁽⁴⁾

これにたいし、レーニンは「帝国主義国家の理論についての覚書」(一六年八月以前と編者注)で「国家資本主義について、興味ふかい、本質上、合法的」(村田陽一訳『国家論ノート』大月書店、一〇六ページ)というコメントを加えている。このコメントは同年八月付けの「エヌ・ブハーリンへ」の手紙に明

らかなように「論文はつぎのような二つの部分からなっているが、その結びつきが十分考えぬかれていない。(一)国家一般について、(二)国家資本主義とその成長(とくにドイツにおける)とについて。後半はよく書けているし、有益なものだが、十分の九まで合法的なものである」(第三五巻、二四〇ページ)という意味でいわれているのであるが——同旨のものに「ゲ・ジノヴィエフへ」の手紙(同上、二三七ページ)がある——、この段階でレーニンが戦時における国家資本主義の成長、発展に注視してきていることがうかがわれる。

ついで、「帝国主義的強盗国家」でも、ブハーリンはつぎのようにのべている。「とどのつまり、国家はますます巨大になってゆく、しかし組織化の過程はここで終りはしない。これらすべての系列(経済生活における企業家連合、トラストその他等々——引用者)は、たがいに合体して支配階級の単一の組織に転化する傾向をもっている。これは最新の発展段階であって、戦争中にとくにはっきり現われてきた。いちばん重要なものは、ブルジョア的國家組織と経済的分野のブルジョア的組織との融合である。生産はしだいに國家統制のもとにおかれつつある。このことは二つの重要な形態でおこなわれている。第一には、生産の分野に國家独占体を導入することによって。これは主として財政上の理由(軍事公債の償還、等々)から実行されているが、また國家的、軍事的な理由(軍需資材の必要)からもおこなわれている。第二にいわゆる「混合企業」という特

別な制度によつて。この場合には国家と企業家の経済的組織とが共同所有者になる。運輸の部面でも、同じようなことが起つてゐる。国営の商業独占体の導入、国営の信用機関（銀行）と（民間）の信用機関との合同、公定価格、生産物の分配への国家の干渉——これらすべては、国家組織による経済生活の吸収を意味する。△国民経済√はますます△国家経済√に、△国家資本主義的トラスト√になつてゆく（NO5）。だが、国家組織とブルジョアジーの純経済組織とがたがいに融合するだけではない。他のすべてのブルジョア階級の諸組織も、同じ傾向を示している。学術、政党、教会、企業家連合等々が国家のなかに引き入れられてゆく（同上、一一一ページ）。

この叙述中、レーニンは（NO5）として「ナイギリスの戦時補給法、ドイツの△報国特志勤務√等々に現われた労働力の国家化（Организация Рабочих）はこの発展過程の不可避の結果である」と注記している。

みられるようにレーニンはブハーリンの「国家資本主義トラスト」論に触発され、戦時における国家資本主義の成長・展開に改めて重要な意義を認めるにいたつたといえるのであり、この意味で、事態把握についてはブハーリンがレーニンより先行していたといふことができる。しかし、そうはいつても、ここにはやや奇異な点もある。つまり、レーニンは一五年二月にブハーリンの『世界経済と帝国主義』に序文をよせていて（エヌ・ブハーリンの小冊子『世界経済と帝国主義』の序文）、第二

レーニンの国家独占資本主義概念について

二巻）、すでにブハーリンの「国家資本主義トラスト」論を知つていたにもかかわらず、なぜこの時期にはじめて国家資本主義についての言及があらわれたのかという疑問が起りうるのであるが、さしあたり第一次世界大戦末期に近づく一六年央段階において国家資本主義が、とくにドイツにおいて制度、体系としての完成に向かいつつあつたことによるものと考えておいてよいであらう。

そこで、こうしたいきさつのち作成される『国家論ノート』において国家資本主義問題はひとつの中心的な問題基軸をなすにいたる。すなわち、さきにみたブハーリンの「帝国主義強盗国家」への本格的な批判論文として予定されていたといわれる△国家の役割の問題によつて√のプラン（一六年一月一八日以後に執筆と編者注）では「帝国主義・国家と資本家の経済的諸団体、△国家資本主義的トラスト√」（同上、一一四ページ）と記され、またのちの『国家と革命』の理論的構成をほぼ完全にしめす執筆プランの「三」（一七年七月九月に書かれたもの）では、「二、近代国家」の項のもとに「帝国主義・△国家トラスト√、国家独占体、（十無計画性についてのエンゲルスの所論）」（同上、九一ページ）と記され、横傍にとくに二本の線と疑問符（？）が付されている。

これら諸プランでさしあたり氣づくのは「帝国主義」の主要内容項目としてあげられているものが「帝国主義論ノート」の諸プランとくらべてもかなり異なつてゐることである。すなわ

ち、ここでは「帝国主義・国家トラスト√、国家独占体」というように国家独占体等が主要な内容項目を構成している。また、ここでレーニンは国家資本主義や国家独占体という用語は自分の用語としてもちいているが、ブハーリンの用語「国家資本主義トラスト」等はカッコ(∧)付きで用い、この段階で、レーニンはブハーリンと事態把握については同じくしているといえるにしても、すでにその理論的把握の仕方は異なっていたことが推測される点、注意しておいてよいであろう。

以上のようにみてくると、これまで摘示されてこなかったとはいえ、レーニンのブハーリン批判には二つの側面、二条の軸線があり、過渡期国家論の領域における半無政府主義的な「国家爆破テーゼ」につながる側面については正面から批判しつつ、戦時経済の「国家資本主義トラスト」論的把握にたいしては、疑点をもちつつも、レーニンじしん国家資本主義、国家独占体への着目というかたちで受容しているといえよう。

三、一九二六年末から一七年三月の

所説

いま、レーニン国家独占資本主義論形成の内的契機を『国家論ノート』の作成過程のうちにさぐってみたが、この同じ期間、レーニンは公表された諸論稿において、国家資本主義について闡説し、また事実上、国家独占資本主義への認識に到達していたことをしめす諸論述もみられる。

レーニンの国家資本主義概念について、さきに一七年四月以降の諸論稿よりつつその概念内容を吟味したが、それ以前のものについては未検討のままに残しておいた。そこでここでは一六年末から一七年三月段階において、国家資本主義の概念がどうもちいられているかを中心論点にすえて、検討をおこなっておこう。

まずレーニンは「国際社会主義およびすべての社会主義政党にたいする呼びかけのテーゼ草案」の「(六)項」で公的ドキュメントとしてはじめて国家資本主義という用語をもちいている。すなわち「戦時中に世界資本主義は、一般に集積へむかって前進しただけでなく、またとくに以前よりいっそう広範な規模で、独占一般から国家資本主義へ一歩前進をとげた。この方向にむかった経済改革は避けることができない」(第二三巻、二三二ページ)。

同じく一七年一月の「反戦闘争と自国政府のがわについた社会主義者に反対する闘争とを支持する労働者へ」でも、つぎのようにのべている。「戦争そのものが、諸国民の力を前代未聞に緊張させ、国家資本主義の道を大幅に前進することをよぎなくさせ、資本家のためではなく、逆に資本家を収奪することによって、大衆のために「……」革命的プロレタリアートの指導のもとで、計画性のある社会的経済を、どう営むべきか、またどうやれば営むことができるか、を实践のうえでしめして、袋小路からぬけだすこの唯一の活路へ人類を導いているのであ

る」(同上、二五二ページ)。

さらに「世界政治の転換」では、上記二論稿の内容が整理されたかたちで、つぎのようにのべられている。「前世紀の六〇〜七〇年代には、自由競争の先進的で進歩的な力であった世界資本主義は、二十世紀のはじめには独占資本主義、すなわち帝国主義に成長転化した。戦争の期間にもいちじるしく前進して、金融資本をいっそう大きく集積したばかりでなく、国家資本主義への転化をも(註)もたらした。[...]」事物の客観的な進行は勝ちをしめる。一八四八年と一九〇五年の革命の圧殺者が、ある意味ではこの遺言執行者になったのと同様に、帝国主義戦争の指揮者は、ある種の国家資本主義的な、ある種の国民的改革をおこなうことをよぎなくされている」(同上、二九六〜九七ページ)。

さて、それではこれらにおける国家資本主義、「国家資本主義的改革」とはどういう意味でいわれているのであろうか。これまでここでの国家資本主義はのちの国家独占資本主義と同一にもちいられているものとされているが、しかしその用い方、扱い方を少し注意して検討するなら国家独占資本主義とただちには同一視できないと考えられる。

そこで、ここでの国家資本主義概念の用い方、扱い方の特徴をみると、まず第一に、それが「一般的な集積への前進」過程における独占一般からの前進という規定性においてとらえられていることがわかる。よく知られているように集積——生産と

資本の集積は『帝国主義論』における端初範疇であるが、集積の一定の発展段階が資本主義の基本的特質(『自由競争』)をその対立物に転化させ、独占をはじめ、あらたな諸特質および諸法則を生成・展開させるという意味では段階範疇でもあるといえる。そして独占は集積の新しい段階において生成した諸特質のうちでも、帝国主義の「もっとも奥深い経済的基礎」をなすものであるが、国家資本主義は、こうした経済的基礎の段階でとらえられるとともに、独占一般より、より高度な前進現象としてとらえられているわけである。

第二には、これを受けて国家資本主義が「金融資本の集積」と同位的に、つまり同次元における並行現象としてとらえられていることも注意される。というのは「独占一般から国家資本主義への前進」といっても、金融資本がまったく別のものに置きかえられたり、金融資本範疇が消滅するというふうにはみなされていないとともに、ここでの国家資本主義が、経済・社会体制概念、生産関係の総体をあらわす概念としてもちいられているのではないことをも示しているからである。むしろ独占が経済的基礎をなすという場合にも、実体的にはカルテルやトラス等の企業・産業経済形態についていわれるように、ここでは国家資本主義も、そのような企業・産業経済形態のレベルで、したがって固有の意味での国家資本主義のレベルでとらえられているとみられる。それゆえ、「国家資本主義的改革」ということも当時ドイツをはじめイギリス、フランス等でおこなわれ、

ブハーリンも特別に叙述していた「戦時会社」型国家的独占、「混合企業」などの創設を念頭においていわれたものと考えられるのである。

つぎにレーニンはさきの諸論稿において、戦時経済のさらにもう一つの新しい現象を指摘しているのでそれをもみておこう。すなわち「ドイツは、侵略戦争のために国民の力を緊張させる目的で、わずか百か二百の金融王または貴族、君主の一味の利益のために、六六〇〇万の国民の全経済生活を単一の中央機関から指導することになったが、もし自覚した労働者が社会帝国主義や社会平和主義者の影響から解放されて、無産者大衆の闘争を指導するならば、この無産者大衆は、全国民の一〇分の九のために、これと同じことをなすとげることが完全にできるのである」(前出「国際社会主義およびすべての社会主義政党にたいする呼びかけのテーゼ草案」二二九ページ)。

「世界政治の転換」でも、これとほぼ同一の内容のことがいわれている。「今日の社会が社会主義へ移行するのどの程度成熟しているかは、人民の力の緊張が、五千万以上の人間の全経済生活を、一つの中心から規制するような状態にうつることをよぎなくさせた、ほかならぬ戦争がこれは証明したのである。このようなことがひとにぎりの大金融資本家の利益のために少数のユンカー・小貴族の指導のもとで可能であるとすれば、それが、飢餓と戦争で疲れはてた住民の一〇分の九の利益のために自覚した労働者の指導のもとでおこなわれるなら、それにお

とらず可能であることは、確かである」(同、二九八ページ)。

ここでレーニンが「全経済生活を指導、規制する単一の中央機関」といっているのは、ドイツでいうと、W・ラテナウの創唱により一四年九月に設けられた「戦時原料課」(Kriegsrohstoffabteilung)、いっそう直接的には一六年一月、前者をはじめ関係諸局を統合して戦時経済の単一の総合的中枢指導機関として設けられた「戦時局」(Kriegsamt)をさすものとみられるが、このような経済的国家機構の形成・展開は独占資本主義段階にあってもまったく新しいものであった。独占一般から国家資本主義への前進を経済的基礎とし単一の経済的国家機構により国民経済そのものが指導・規制される一経済・社会体制という認識は(別稿において詳論するとしても)、レーニンの国家独占資本主義論の核心的内容をなすといえるだけに、この時期にすでにレーニンは事実上、国家独占資本主義認識に到達していたとみなしうるであらう。

ところで、このようにみえてみると、これらの諸説述は、『国家論ノート』でマークされている事柄の内容を開示したものとみられるのであって、しかも国家資本主義が「人類を袋小路からぬけださせる唯一の活路」であり、単一の中央機関からの国家経済の指導・規制が社会主義への移行前提の成熟の指標とされ、来るべきプロレタリアートの基本的な経済的任務が提示されているのを見ると、国家資本主義への着目にはじまるレーニンの国家独占資本主義論が、ブハーリン国家論批判と『国家

と革命』の準備過程にその形成契機をもちつつ『国家と革命』の根本モティーフ——「マルクス主義の国家学説と革命におけるプロレタリアートの諸任務」(『国家と革命』副題)と内面的にもきんみつに結びついて形成されたことがうかがわれよう。

ところで、さきの諸論稿でレーニンにおいて国家資本主義は企業・産業経営形態のレベルでとらえられていることをみたが、しかし、この時期には国家資本主義を経済・社会体制概念としてもちいているものもある。すなわち一七年二月革命勃発前後の「論文『戦争の教訓』のプラン」における「独占資本主義の国家資本主義への前進」(四一卷、四九三ページ)という表現やいわゆる「四月テーゼ」(『現在の革命におけるプロレタリアートの任務について』)を説明した「労働者・兵士代表ソヴェト全ロシア会議に参加したボリシェヴィキの集会での演説」における「資本主義は国家資本主義へ移行した……マルクスは……実際に成熟したものを……」[略]大衆にむかって言わなければならない——『社会主義を実現せよ』ではなく、実施せよ(?)と。資本主義はときにすすんでしまった。戦時の資本主義は、戦争前のそれではない」(第三六卷、五一八、五二〇ページ。「……」(?)は全集版編集者による脱落および不明確な箇所への挿入)という捉え方がそれで、独占資本主義に比する経済・社会体制概念としても国家資本主義が重用されている。もちろん、国家資本主義を企業・産業経営形態としてとらえたとしても、それがある経済・社会体制内部において

レーニンの国家独占資本主義概念について

主導的意義をもつにいたるならば、経済・社会体制規定としてもちいえるといえるから、企業・産業経営形態としての国家資本主義と経済・社会体制としてのそれが相互にまったく隔絶しているわけではない。そこで、このような二重規定・流動的用語法についてもただちにレーニンにおける混乱としてかたづけられるまに、当時において企業・産業経営形態としての国家資本主義が経済・社会体制規定としてももちいえるだけの進展をみせていたかを一応みておくべきであろう。

この点に関して、レオ・グレブラーは、大戦中、二〇〇もの戦時会社が設立され、戦時経済に中軸的役割を果たしたことをのべているが(『独逸大戦経済論』、八木沢善次訳、多摩書房、一一七―一八ページ)、当時の動向をいっそうよく伝える史料として——ブハーリンの「帝国主義国家の理論によせて」でふれられている——戦時ドイツ経済の組織化提案となされたニンカンツの『帝国株式会社』(『Die Reichs Aktiengesellschaft』)案がある。この提案はドイツ「国民経済の管理」を目的として「国民経済の必要に直接、関連した企業」を国家、地方自治体と私人の出資による半官半民の株式会社Ⅱ混合企業Ⅱ「帝国株式会社」がライヒス・バンクの資金交付、貸付をその資金的基础として「無制限に」買収・取得しようとするもので、まさにあらゆる企業を単一の国家資本主義体制に統合しようとする方向をその極限において示すものといえよう。⁽⁶⁾もちろん、この提案は直接実現されたわけではないが——と

いつても、一六年一二月に実施をみたいわゆる「ヒンデンブルグ綱領」にもこのような動向は部分的に反映されている——このような現実をみるとき、レーニンがこの時点で企業・産業経営形態としての国家資本主義を経済・社会体制規定としてもちい、「独占資本主義の国家資本主義への前進」を問題にしてもあながちおかしくない背景があったといふべきであろう。

しかし、このように、同じ国家資本主義といつても一経済・社会体制の経済的基礎の段階での規定、実体的には企業・産業経営形態としての規定（「独占一般の国家資本主義への前進」）と経済・社会体制そのものの段階での規定（「独占資本主義の国家資本主義への前進」）とが両義的に重用され、未整理なままにとどまっていることは、いふなれば問題がまだ新しい現象の直接的表象の把握の段階でとらえられていて、なお理論的熟成がもとめられていることをしめしているといえるのであって、その意味でこの時期はレーニンの生成段階の国家独占資本主義論が呈示された時期といふのであろう。

四、国家独占資本主義についての根本規定

さて、レーニンは知られているように一七年四月の四月協議会において国家独占資本主義の概念を確立するが、そのさい、およびそれ以降の諸論稿において国家独占資本主義の根本規定は何にもとめられていたであろうか。あるいは、国家独占資本主義は独占資本主義からどの点で区別され、独占資本主義の国

家独占資本主義への移行のメルクマールは何にもとめられていたといえるであろうか。つぎにこの国家独占資本主義についてのレーニンの基本的概念内容の解明にかかわる問題に入っていく。

ただし、前項の時期にレーニンが国家資本主義を二重にもちい、経済・社会体制概念としてももちいていたのが、国家独占資本主義の概念が確立された時期以降どうなったかという点を前もって吟味しておく、独占資本主義との対応概念は、四月協議会以降例外なく国家独占資本主義でつらぬかれるようになる「独占資本主義の国家独占資本主義への移行・転化・成長転化」で統一されることになる。すなわち、執筆時期別にみて四月協議会での「現在の情勢についての決議」（第二四卷、三一八ページ）、『さしせまる破局、それといかにたたかうか』（第二五卷、三八四ページ、三八六ページ）、『国家と革命』（同上、四一三ページ、四四二ページ）『一九〇五—一九〇七年のロシア革命における社会民主党の農業綱領』あとがき（第一三卷、四四二ページ）『党綱領の改正によせて』（第二六卷、一六六ページ）『パンと平和のために』（同上、三九九ページ）『ロシア共産党（ボ）綱領草案』（第二九卷、一〇八ページ）『ロシア共産党（ボ）第八回大会』（同上、一五八ページ）など、レーニンが国家独占資本主義について関説している諸論稿のすべてがそのようになっており、四月協議会以降にあって、生産諸関係の総体、経済・社会体制の発展局面にかかわる概念としては、国家

独占資本主義が唯一、科学的概念として採用されるべきものと考えられていたことをしめしている。そして、それとともにさきの時期の国家資本主義についての二重規定は消えうせ、本来の企業・産業経営形態としての規定、より正確には拙稿「レーニンの国家資本主義論」で規定しておいたように、企業・産業経営形態に示される特殊な生産関係、経済関係の型をしめす独自の範疇として限定されてもちいられるようになってくるわけである。

では、それにしてもなぜ国家資本主義に代えてもっぱら国家独占資本主義という概念が使われるにいたったのであろうか。この点を直接示証するものをレーニンから見出すことはできないが、おそらく実践的には「二重権力」下の革命的情勢のもとで、四月テーゼで提起された労働者統制や国有化の実施にさいして、その対象を正確に規定する必要が国家資本主義の概念をげんみつにあつたことをうながしたであろうこと、理論的にはすでに『国家と革命』の準備過程をみたい、レーニンは国家資本主義や国家独占体の発展に注目していたとはいえ、そうした事態にたいするブハーリンの「国家資本主義トラス」論には疑問をもち、しかもそれまでの独占資本主義規定ではとらえきれない新しい事態を経済・社会体制の発展局面としておさえるためには、新しい科学的概念の形成が必要であったこと等にあると推察されるのである。

さて、それでは、このような経済・社会体制としての国家独

レーニンの国家独占資本主義概念について

占資本主義の根本規定ないしメルクマールはレーニンにおいて何にもとめられているか、この当初の問題に立ちかえろう。

まず四月協議会における「現在の情勢についての報告」において、レーニンは「現在の情勢についての決議」案のなかの第一部における「独占資本主義の国家独占資本主義への移行」という事態の説明として、つぎのようにのべている。「資本主義の発展は、とくに二十世紀に巨大な歩みで前進したし、また、二五年間でなしとげられなかったことを戦争がなしとげた。産業の国営化 (государствление промышленности) は、ドイツだけでなくイギリスでも前進した。独占一般から国家独占へと移行した (от монополии вообще перешли к государственной монополии)。客観的な事態は、戦争が資本主義の発展を促進し、資本主義から帝国主義へ、独占から国営へ前進したことをしめしている」(第二四卷、二四〇ページ)。また、この報告につづく「現在の情勢についての決議を擁護する演説」においても「戦前には、トラスとヤンジケートの独占が存在していたが、戦時には国家の独占が存在している」(同上、三一三ページ)とほぼ同様のことがのべられている。

ここでさしあたり注意されるのは、さきに「国際社会主義およびすべての社会主義政党にたいする呼びかけのテーゼ草案」で「独占一般の国家資本主義への前進」とされていたのが、「独占一般の国家独占への移行」といいかえられていること

ある。しかし、すでに両概念の検討をへてきたわれわれにとつては、この規定の置きかえは容易に理解される。すなわち、企業・産業経営形態としてとらえられた国家資本主義において、国家的独占はその代表的形態であり、最高環節をなすものであったのであるから、さきの国家資本主義はここでは国家的独占によって端的に代表されているわけである。またこれらにおいて独占一般が、たとえば「カルテル、シンジケートの独占」、つまり私的独占と具体的に示されるのと対応して、国家的独占も「国营化」＝国营企業という具体的存在形態でつかまえられていることも同時に留目されてよい。

そこで、レーニンがここで国家資本主義をなぜ国家的独占でもって代表させているかが問題となる。この点はこれらでは主としてドイツが念頭におかれており、すでにみたように（拙稿「レーニンの国家的独占概念の検討」一六七～一六八ページ）、国家的独占を戦前ドイツの「石油専売法案」型の特許会社形態においてもとらえていたレーニンからすれば、そのような国营企業形態の戦時的具現である「戦時会社」が二〇〇余、ほとんどの産業部門にわたって創設されているとき、国家資本主義のうち、とくに国家的独占をとりあげたとしても不思議はないのであり、こうした現実をふまえ「独占一般の国家的独占への移行」という規定がなされたものと考えられるのである。もっとも、念のためにいっておくならば、この「国家的独占は、国营企業をいっても「戦時会社」形態であるから、民有国营形態

をふくみうるとしても、国有国营企業を中心とするものではない。国有国营企業は、資本主義体制にあっては戦時国家独占資本主義のもとにあっても中心的意義をもちえないのであって、ドイツ戦時経済においても国有国营企業は、二、三の事例にとどまったのである。

しかし、ここで決定的重要性をもっているのは、「独占一般の国家的独占への移行」が「独占資本主義の国家独占資本主義への移行」のケルンブункトとして位置づけられていることである。いいかえれば、レーニンにあっては、いま意味でとらえられた国家的独占が国家独占資本主義の根本規定、移行のメルクマールとされているのであり、国家独占資本主義概念の成立もこの点にその根拠をもっているといわなければならないということである。

ところで、こうした把握はこれに限らず「さしせまる破局」では、つぎのようにものべられている。「帝国主義とは独占資本主義にはかならない。ロシアでもやはり資本主義は独占資本主義になったということについては「プロドゥーゴリ」（石炭シンジケート）、「プロダメト」（冶金シンジケート）、砂糖シンジケートその他がこれを十分あきらかに立証している。この同じ砂糖シンジケートは、独占資本主義が国家独占資本主義に成長転化していることを、*каждым годом* としめして「(Тот же сахарный синдикат показывает нам вочию переработке монополистического капитализма в государственно — моно

このフレーズはエスエルやメンシェヴィキの「社会主義時機尚早論」にたいし、レーニンが帝国主義とはなにか、資本主義的独占体とはなにか、国家とはなにか等々を説明することで反論した文節中のものであるが、ここで問題となるのは右戻シンジケート、冶金シンジケート、砂糖シンジケートなどの独占体をとって独占資本主義の標識をしているのは了解しようとしても、そのなかで砂糖シンジケートが独占資本主義の国家独占資本主義への成長転化を示すものとされていることの意味であろう。この砂糖シンジケートは、すでにみたように「さしせまる破局」に先立つ「崩壊とそれにたいするプロレタリアの闘争」において、レーニンによって明確に国家資本主義と規定されていたのであるから（拙稿「レーニンの国家資本主義論」一四五ページ）、砂糖シンジケート＝国家資本主義をもって独占資本主義の国家独占資本主義への成長転化のメルクマールとみなしているということにほかならない。

ここにはロシア独占資本主義における独占体の主要な組織形態がシンジケート形態であったことが反映されているが、特殊に砂糖シンジケートが「手に取るように」(Bozimo)、国家独占資本主義への成長転化をしめしているといわれているのは、レーニンにおいて、「さしせまる破局」執筆の前、ケレンスキー政府により砂糖シンジケートの、国家資本主義の低次形態＝混合企業型強制シンジケートから国家的独占形態への転換

レーニンの国家独占資本主義概念について

が日程にのぼされつつあったという事情が念頭におかれていたことによると考えられる。⁽⁸⁾

ついで、しばしば問題とされる、このフレーズにつづくつぎの箇所の主要内容も上記と同じ理解にたっているものとみられる。「真に革命的民主主義的な国家のもとでは、国家独占資本主義が、不可避免的に社会主義にむかっつての一步あるいは数歩を意味することがわかるだろう。なぜなら、もしも巨大な資本主義企業が独占体になるなら、それは全人民のために働くことになるからである。もしもそれが国家独占体になったとすれば、それは国家が、この企業全体を指導することを意味する。〔…〕なぜなら、社会主義は、国家資本主義的独占からの、つぎの一步前進にほかならないからである」(同上、三八五ページ)。

ここでいわれている内容は、国家独占資本主義が革命的民主主義国家のもとで「社会主義への一步」を意味するのは、独占体、とりわけすでに吟味しておいたように(拙稿「レーニンの国家的独占概念の検討」一六九ページ)、国家的独占と同じ意味でいわれる「国家独占体」「国家資本主義的独占」が「つぎの一步前進」＝移行への橋頭堡をなすものとして形成されていることに根柢をもつということであると考えられるから、そうだとすれば、ここでも国家独占資本主義の根本規定は国家独占体、国家資本主義的独占にもとめられているとみなすことができるのである。

ところで、このような国家資本主義、なかならず国家独占の發展傾向の重視ということは『国家と革命』においてもみられる。すなわち「今日では郵便は、国家資本主義的独占の型にしたがって組織された経営である。帝国主義はすべてのトラストをこのような型の組織に徐々に転化させている。」(同上、四六〇ページ)。

みられるようにトラストの国家的独占⇨国家資本主義的独占化のべられているのであるが、ここにおいてさきにみた『国家と革命』執筆プランの「帝国主義⇨国家トラスト⇨、国家的独占体」というレジュメの含意が、じつは上に説明されている内容のことであったことが示されているといえよう。

また、ここでとくにトラストの形態が挙示されていることも注目されるが、これまでの諸例をも考えあわせるならレーニンにあってはトラストをはじめシンジケート形態をふくむ私的独占の国家的独占⇨国家資本主義的独占への転化がひとつの基本的な客観的發展法則とみなされ、したがって、独占資本主義の国家独占資本主義への成長転化が歴史的必然性において理解されていたと考えられるのである。

このように、レーニンの国家独占資本主義が国家的独占を基軸とすることを把握して、はじめてその用語じたいの意味、すなわちレーニンにおいて国家独占資本主義が独占資本主義——*МОНПОЛИСТИЧЕСКИЙ КАПИТАЛИЗМ* にたいし、*государственно—монопольстический капитализм* (= *Staatsmonopol-*

istischer Kapitalismus)、文字通り「国家独占的な資本主義」としてとらえられ、概念化されていることも理解されるのであって、この点、通常、無反省に思い込まれているように「国家・独占資本主義⇨「国家プラス独占資本主義」とされているのではないのである。

レーニンが国家独占資本主義に関し、内容的説明を与えている三つの基本文献すべてにおいて、事柄は以上のように把握されているのであり、こうみてくるならば、もはやレーニンにあっては、国家独占資本主義、なかならず国家的独占をもってその根本的特質⇨根本規定とみなしていたと論定せざるをえないのである。

それとともに、さきの一六年末から一七年三月までの時期と国家独占資本主義概念の確立以降、ともに問題が「独占一般の国家資本主義、国家的独占への前進、移行」と資本主義の経済的基礎の部面における変化を主軸にたてられているのであるが、このことは、とりもなおさず国家独占資本主義の根本規定が土台⇨経済的構造における特殊的变化のうちにもとめられていることを意味しているのであるから、その点でまた国家資本主義、国家的独占は、レーニン国家独占資本主義論における基礎的範疇をなすものとしてとらえられなければならないといえよう。かくてレーニンにおける国家資本主義、国家的独占と国家独占資本主義との区別と関連という出発点的な基本問題は、ここで明らかにされたように把握されるべきものと考えられる。

のである。

そうだとすると、一六年末から一七年三月までの時期、四月協議会以降の時期のそれぞれにおける国家資本主義と国家独占資本主義についての全体としてみた展開関係は、つぎのように理解することができるであろう。

つまり、四月協議会以前と以降の時期とは、国家独占資本主義認識の実質的内容ではほとんど違いがないが、四月協議会以降、国家独占資本主義概念が確立することによって以前の基調的認識にたいし、厳密な概念的定式化がなされたという関係にたつということであり、理論内容の展開に即していえば、つぎのようにいうことができる。

すなわちこの段階において、さきの段階での「国家資本主義への前進」が、その代表的形態で最高環節をなす「国家的独占への前進」として継承されつつ、とらえかえされることにより国家資本主義、国家的独占は国家独占資本主義にとって内在的・本質的な構成契機的位置におかれるにいたったことである。いいかえれば、国家資本主義、国家的独占と国家独占資本主義との範疇的区別のうえに、すなうでそれらの関連が確定されることにより、国家資本主義についての企業・産業経営形態としての規定と経済・社会体制概念としての重用——二重規定が整理されるにいたったということである。

それゆえ、国家独占資本主義の概念の確立以降、レーニンが国家資本主義の概念を用いているということも、国家資本主義

レーニンの国家独占資本主義概念について

が、さしずめ企業・産業経営形態規定のレベルでもちいられていたことからすれば、なんら理解しえないことではなく、また、特殊的に、十月革命後のいわゆる過渡期経済において国家資本主義が問題にされ、さらには十月革命以前の「さしせまる破局」段階での国家資本主義的独占と革命後の国家資本主義について相互の理論的継承性が確認されているのも、論理的に一貫してとらえられるのである。

また、ここで指摘されるべき点は、上記のような理論的関連にあるだけに、四月協議会以降の時期にも、レーニンにおいて当時の資本主義の新しい本質的特性の強調にさいし、国家資本主義という用語がしばしば単独でももちいられていることである。往々、これをとらえて、国家独占資本主義そのものの論及とみなしたり、また、依然としてレーニンは国家資本主義と国家独占資本主義の混用を克服して見ないとする見解もある。それゆえ、ここでそうした根拠とされる代表的論述をもとりあげ、その意味内容を吟味しておこう。

その一つは「戦争と革命」の著名な箇所、通説ではここで国家資本主義の論及は国家独占資本主義についていわれたものとされている。すなわち「イギリスとフランスを主とするこのグループに対抗して、資本主義のもう一つのグループ、いっそう略奪的で、いっそう強奪的なグループが進出してきた。これは、席がすっかりふさがったあとで資本主義的獲物の食卓についた資本家たち、だが、資本主義的生産の発展の新しいやり

方、よりすぐれた技術を闘いにもちこみ、また古い資本主義、自由競争の時代の資本主義を巨大なトラスト、シンジケート、カルテルの資本主義に転化させる比較にならない組織を闘いにもちこんだ資本家たちのグループである。このグループは、資本主義的生産の国家化の原理、すなわち資本主義の巨大な力と国家の巨大な力とを単一の機構に——幾千万の人々を国家資本主義の単一の組織におくところの——結合するという原理をもたらしした。これこそ、だれものがれることのできない、幾十年間の経済史であり、外交史である。」(第二四卷、二九ページ、ただし、「このグループ」以下の箇所は邦訳全集版をとらず直訳にしたがう。全集版第五版の原文はつぎの通りである。

Группа эта внесла начала государственного капиталистического производства, соединения гигантской силы капитализма с гигантской силой государства в один механизм, ставший десятки миллионов людей в одну организацию государственного капитализма.)

この箇所は、国家資本主義と国家独占資本主義を同一視する立場から、あるいは国家独占資本主義を「国家の力と独占体の力を単一の機構に結合・一体化したものの」(「一体化テーゼ」)をとる通説ないし正統的見解において、直接、国家独占資本主義についてのべられたものとされているが、しかし、そのように解すべきであろうか。まずのべられている事柄自体は「自由競争の資本主義」がイギリス、フランスに比べ「いっそう略奪

的で、いっそう強盜的なグループ」(ドイツ)の進出とともに「トラスト、シンジケート、カルテルの資本主義」に転化し、戦時にこの「いっそう略奪的で強盜的なグループ」(ドイツ)が「国家資本主義の単一の組織」をつくりだしたが、これこそ「幾十年間の経済史」の發展基調をなすものであるというのであるから、その内容は、すでにみた「世界政治の転換」における論述——「前世紀の六〇—七〇年代には、自由競争の先進的で進歩的な力であった世界資本主義は、二十世紀のはじめには独占資本主義すなわち帝国主義に成長転化したのが、戦争の期間にもいちじるしく前進して、金融資本をいっそう大きく集積したばかりでなく、国家資本主義への転化をももたらした」とほぼ同様のものである。

つぎに、ここでいわれている「資本主義的生産の国家化の原理」の意味であるが、「国家化」(огосударствления, Verstaatlichung)についてはすでにみたブーハリン「帝国主義的強盜国家」へのレーニンの評注で全般的労働義務制を施行したドイツの祖国補助勤務法等が「労働力の国家化」といわれ、四月協議会の「現在の情勢についての報告」では同じ用語が「国营化」、国家的独占を意味するものとしてもちいられている。つまり「国家化」とは一般的には直接的な国家的統制のことをさし、狭義にはその基本的な環としての国营化を意味する用語であるといえる。そしてそのような「国家化」が、この場合には「資本主義の力と国家の力との単一の機構への結合」といいあ

らわされ、その機構的実体を体现するものとして国家資本主義がとりあげられているわけである。それであるから、この場合の「資本主義の力と国家の力との単一の機構への結合」ということも、むしろレーニンの国家資本主義の定義的規定——「国家資本主義とは資本主義体制にあって、国家権力みずからが直接あれこれの資本主義企業を従属させているばあいには生ずる資本主義のことである」(「ロシア共産党(ボ)第一回大会」、第三三卷、二八二ページ、拙稿「レーニンの国家資本主義論」一五一ページ)の別様の表現とみられるべきと考えられるのである。それゆえ、要言するなら、たしかに一般の意味では「資本主義的生産の国家化の原理」ということは固有の意味での国家資本主義にも国家独占資本主義にも通じていえることであるが、この場合、国家化が「資本主義の力と国家の力の単一の機構への結合」と国家化が国営化に近い、限定された内容でいわれている以上、企業・産業経営形態としてとらえられた国家資本主義、固有の意味での国家資本主義に関する規定と考えられるということである。

「一体化テーゼ」というべき国家独占資本主義論にあっては、ここでの国家資本主義を国家独占資本主義とわざわざ読み替えて、「資本主義の力と国家の力の単一の機構への結合」の「資本主義の力」を独占体の力に置きかえ、それをもって、国家独占資本主義の「本質規定」を与えたものとするのであるが、しかしそのような換骨奪胎はかえってその意味・規定内容

レーニンの国家独占資本主義概念について

について理論的難点を増幅するものといわざるをえない。なぜなら「独占体の力と国家の力の単一の機構への結合」と改変し、それを通常いわれるように、「独占体と国家の人的結合」ととつても、それでは独占資本主義とことなる国家独占資本主義固有のメルクマールを明らかにしたことはならないであろうし、また、この規定の「結合」というところに力点を置き、論理的に一貫して理解しようとするなら、結局「国家独占資本」とでもいうべき範疇——「国家資本と私的産業資本および銀行資本の三者が緊密に融合した『国家独占資本』範疇」を「支配的資本の形態」として指定するところにいきつくことになるが、しかし、国家独占資本主義の現実の経済的支配構造をそのような範疇でとらえることはできないし、まして「支配的資本の形態」になつていくことはできないのである。¹¹⁾

いったいに、このような無理、難点を免れないのも、じつはここであつていわれている当の対象が国家資本主義であつて国家独占資本主義ではないから当然のことで、レーニンの規定の変換により組み立てられた「一体化論」的國家独占資本主義論は、国家独占資本主義の理論的認識の深化に寄与するところがないといわなければならないのである。

ではつぎに、国家独占資本主義の概念を確立した以降もレーニンは「国家独占資本主義と国家資本主義とを混用した用語例」とされるものをみておこう。¹²⁾「ソヴェト財政部代表者全ロシア大会での報告」の一節はつぎのようにのべている。「自由

競争に基礎をおく古い資本主義は、こんどの戦争で最後のうちくだかれ、国家資本主義、独占資本主義に席をゆずった。西欧の先進国であるイギリスやドイツは、この戦争に関連して、生産全体にたいする、きわめて厳格な記帳と統制にうつった」(第二七巻、三九五ページ)。

ここでの国家資本主義が国家独占資本主義とあるべきところそうならないとして混用がいわれるのであるが、しかし、ここでは「古い資本主義」からの移行・転化が問題となつているのであるから、国家資本主義を国家独占資本主義と解して「国家独占資本主義、独占資本主義に席をゆずった」と逆倒してとらえるのも不自然な話で、そうした筋道で考えるなら、むしろ「独占資本主義、国家独占資本主義に席をゆずった」とされるべきところである。したがって、ここでの「国家資本主義、独占資本主義」は文字通りの意味でか、内容的にいって国家資本主義が加わった独占資本主義、したがって国家資本主義を基本的メルクマールとする独占資本主義という意味で実質的に国家独占資本主義をいいあらわしているものと考えられるのである。そう解するなら、つづいて「生産全体にたいする厳格な記帳と統制」という国家独占資本主義のもう一つの本質的内容をのべているのも首肯されるのであり、強いて混用というほどのことではないのである。

以上、国家資本主義、国家的独占についてのレーニンの概念規定を前提に、この両概念と国家独占資本主義との区別と関連

という視点でこれら三者についてのレーニンの諸論述を整合的にかつ系統性をもって理解しようとするなら、われわれが考究してきたようにとらえざるをえないこと、そしてここにおいてひとまず国家独占資本主義の積極の規定に到達したわけであるが、もともとレーニンの国家独占資本主義論の形成はブハーリンの「国家資本主義トラスト」論をその媒介契機としてもつとみられただけに、つづいてこの到達地点にたつて、ブハーリンの「国家資本主義トラスト」論とレーニンの国家独占資本主義概念の共通点と相違点とをあきらかにしておこう。

ブハーリンの「国家資本主義トラスト論」は一九二八年、ブハーリンがいわゆる「右翼反対派」として断罪されていろいろ「組織された資本主義論」の系譜に属するものとして理論的検討の対象外とされてきたのであったが、しかし、レーニンじしんは「国家資本主義トラスト」規定をどうみていたであろうか。レーニンの『ブハーリン・過渡期経済論評注』(一九二〇年五月)における国家資本主義トラストの概念規定にかかわる部分のコメントによって、この点を検討しておこう。¹³⁾

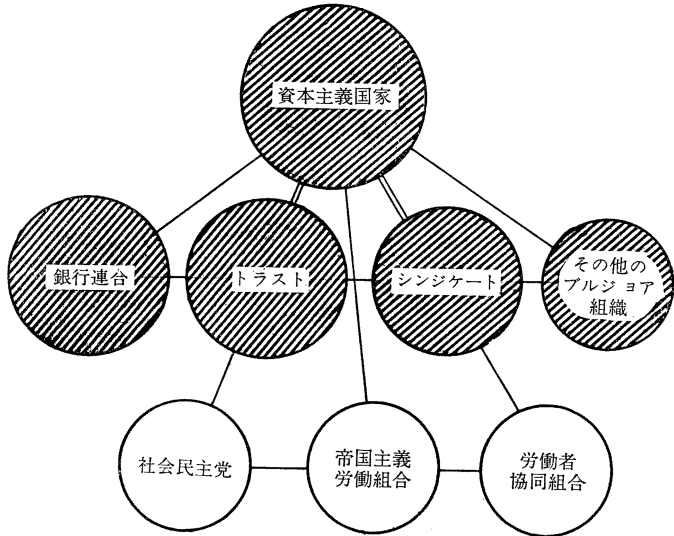
まずブハーリンの著書第一章で「現代資本主義の構造のもとでは、経済の主体となつてゐるのは、資本金家集団の組織——『国家資本主義トラスト』である」(公文俊平訳『レーニン／ブハーリン著・過渡期経済論評注』現代思潮社、三ページ)とのべられているのにたいし、レーニンは「主体」に二重枠をかこみ「それだけではない」と書いている。つまり、レーニンは

現代資本主義の経済主体を「国家資本主義トラスト」とすることに疑問を呈するとともに、現代資本主義の構造を「国家資本主義トラスト」に解消してはならないとしているわけである。

つぎに、第七章で「国家資本主義は、その内に『社会的合理主義的なもの』や『反貨殖主義的傾向』をふくむにもかかわらず『——』の言い回しはゾンバルト『社会主義の基礎と批判』における社会主義の定義からアイロニー的にとったもの。救仁郷繁訳『過渡期経済論』、現代思潮社、一四八ページ）、まったく特殊かつ純歴史的な範疇であることを知るだろう。というの、それは同時にまた資本主義の一種——もっとも『完成した』一種——であるからである」にたいし、「この国家資本主義の定義。株式もトラストもない（そしておそらく独占もない）資本主義の定義は、とても正確なものとはいえない。著者は、具体的な核心も経済的な核心も、どちらも与えていない」（同上、四〇ページ）と批判している。この批判は、プハーリンにおいては国家資本主義が資本主義の一種といっても別図のようなかたちでの「国家資本主義体制」としてすぐれて経済・社会体制総体の意味でとらえられ、そこでは「『経済』が『政治』と組織的に癒着し、ブルジョアジーの経済権力が政治勢力と直接に結合し、国家は搾取過程の単なる保護者であることを止めて、公然とプロレタリアートに対抗する資本家集団の直接的搾取者と化する」（前掲『過渡期経済論』三八ページ）といふふう、単一の国家資本主義の全面的支配が想定されている

レーニンの国家独占資本主義概念について

別図 国家資本主義体制



ので、論理的にいつて国家にすべてがのみこまれ「株式もトラストも独占も」消失してしまう構造になっていることに向けられたものといえる。さらに第十章では「国民経済の国家資本主

出所) プハーリン『過渡期経済論』付図2(第3章関係)(前掲、邦訳230ページ)

義の形態自身は、資本主義的[#]諸関係一般の一定の「成熟度」のもとのみ、可能となった」という捉え方にたいし、「#すなわち、独占資本主義のもとで（がいて、著者は、かなりたびたびこのことを忘れる）」（同上、七〇ページ）とコメントしている。ここでは現段階の国家資本主義が資本主義一般ではなく特殊に独占資本主義の基盤のもとに形成されたものであることがいわれているのであるが、またその国家資本主義がそのものとして別箇の経済・社会体制を構成するものでないという含意もふくまれていると考えられる⁶⁾。

さて、これによっても、ブハーリン、レーニンとも国家資本主義の発展・展開に基本的な重要意義を与えている点では共通しているが、かといって、レーニンは「株式もトラストも独占もない」ブハーリンの「国家資本主義トラスト」規定には同意していなかったことがわかる。つまり、レーニンの「国家資本主義トラスト」論批判は、レーニンが事態を国家資本主義の全一的支配としてとらえることに反対であったということであるから、国家資本主義をブハーリンのようにとらえ体制概念^{||}経済・社会体制概念として構成することに反対であったことをあきらかにしているといえる。

もっとも、一時期——戦時経済末期の動向の反映ではあるとしても、レーニンにも国家資本主義を経済・社会体制概念ととらえていたとみなせる「独占資本主義の国家資本主義への前進」という規定もあることからすれば、レーニンにあっても問

題の理論的把握は進化をへてきているのであって、この意味では純化された経済・社会体制概念としての国家独占資本主義概念の確立は、ブハーリン「国家資本主義トラスト」論揚棄の分界線を画するものであったとともに、レーニン自身の問題把握の即自性ないしその理論的不明瞭性の克服・整理を意味していたということができるのである。というのは、ここで確立された国家独占資本主義の基本概念は国家資本主義、とくに国家的独占を独占一般・私的独占と対比される同一の経済的基礎におけるその内的な発展形態を示すものととらえるとともに、特殊な企業・産業経営形態、生産関係、経済関係の型としての国家資本主義、国家的独占を国家独占資本主義の本質的な構成契機・決定的標識として位置づけるものであったから、国家資本主義が経済・社会体制概念としてではなく、それへの内含的モメント、標識規定への従属的位置を与えられることによつてブハーリンと異なるとともに、ここにおいて独占資本主義と国家独占資本主義との連関と相違という問題もその本質点において解決されるにいたったからである。

五、国家独占資本主義論史についての

若干の回顧

以上、レーニンの国家独占資本主義論の形成過程、およびレーニンにあって何が国家独占資本主義の根本規定、決定的標識とされていたかを見てきたが、ここで明らかになった把握をふ

まえるならこれまでの国家独占資本主義の研究史との関連で、つぎのような諸点が指摘されなければならないであろう。

すなわち、その一つは、これによって、国家資本主義と国家独占資本主義の概念的相違を看過してきたところの粗雑なレーニン理解がなぜ発生したかという根拠もあきらかになると同時に解消もされるであろうということである。

すなわち、それらを同一のものともみなしてきた一根拠は主として四月協議会以前、レーニンにあつても、国家資本主義概念がさきにもたうに両義的にもちいられ、ときには総体としての経済・社会体制の発展局面をあらわすものとして用いられていたことにあるといえる。しかし、さきの理解はそれ以上すまず、以降レーニンにおいて砂糖シンジケート、国有鉄道、石油王、郵便等を国家資本主義とする事例にみるように、国家資本主義と国家独占資本主義とはあきらかに概念的に区別されるとともに、国家資本主義、国家的独占が国家独占資本主義の根本規定としての意義を与えられるにいたつたという発展的関連をとらえることができなかつたということである。

第二は、国家独占資本主義のいわゆる本質規定をめぐる「從屬説」「ゆ着説」「生産関係の社会化説」等、これまで国家独占資本主義のメルクマール、独占資本主義とそれをわかつ決定的特質はなにかについて、数多くいわれてきたわけであるが、しかし、これらはいずれもレーニンのメルクマール論とは別のところで論理展開をおこなってきたものであつて、その意味では

レーニンの国家独占資本主義概念について

それら諸説はいずれもレーニンのな立脚点、基盤から遊離した論議であつたことがあきらかになるということである。

以上のようにレーニンじんが定立しているメルクマールについては、これまで正当な位置づけとしかるべき評価をうけてこなかつたが、それだけに、旧来の諸見解をいま指摘したように位置づけるとすれば、それら主要諸説については、これまでにいわれている問題点と別に、その恣意性、無根拠性への批判的再検討が必要とされるといえよう。

しかし、これまでも、国家資本主義と国家独占資本主義の相違を認識し、レーニンにもとづき国家資本主義、国家的独占を国家独占資本主義の基本的規定、標識としてとらえる——いふなれば「国家的独占」国独占」説ともいふべき理解がなかつたわけではない。そこで、最後にそうした論者、研究家の諸見解を追つておこう。

まず戦前では、べつ見の限りでもデ・マルゴリスが「マルクスのブルジョア国家財政論」において、つぎのようにのべている。「事実、資本主義的所有と最も密接に結び付いているこの国营企業は……(伏字) 一段である。けだし吾々が問題としているのが私的独占であらうと国家的独占であらうと原則上区別が存しないからである。国家資本主義は資本主義の矛盾を激化する。即ち国营企業においてはプロレタリアートの状態は私的企業におけるよりも悪く、賃銀は低く、労働条件はヨリ苛酷である。……」独占資本主義の国家的独占資本主義への再生

は、財政的方面から見ると、何よりも先づ、補助金による支配階級の個々のフラクシヨンの支持に、関税障壁の高度化に、個個の商品における国家的独占の確立に、労働の軍隊化と労働者運動の国家への強制的従属にその表現を見出す。ドイツにおいては戦後の時代に国家的独占の傾向が最も激しく現れている」(レニングラード『経済研究所編著『マルクス記念論文集、財政、租税、公債』(原題『カール・マルクスの財政論』、一九三四年、平館利雄・川崎巳三郎共訳、五四ページ)。

みられるように、国营企業で代表される国家的独占、国家資本主義が同種概念とされ、国家独占資本主義とは区別されていること、しかし、その国家的独占等が国家独占資本主義の主要特質の一つとされているという点で、レーニンの国家独占資本主義論と略々同一の理解にたつものといえるであろう。しかしマルゴリス自らあげる国家独占資本主義の諸標識にあって、国家的独占、国家資本主義の意義と他の標識相互との位置づけが明らかでない点、なお国家独占資本主義をそのものたらしめる根拠について必要な説明を欠いているといわざるをえない。

戦後段階では、国家独占資本主義を論ずる諸論者の多くが付随的に国家的独占にふれるだけというなかでメルクマル論として明確にこれについて語っている論者として東独のルツ・マイヤーがいる。すなわち、マイヤーは国家独占資本主義の「経済的主要特徴」をつぎのように規定する。「現代の資本主義の経済的主要特徴はいかかわらず独占ではあるが、もはや、

ただたんなる独占ではなく、国家の力の援助で独占の地位を実現し、拡大する意味での国家独占である」(「国家独占資本主義は、国家独占が経済的主要特徴となり、生産の社会化がいちじしく強化されている独占資本主義的生産関係、または独占資本主義一般の形態として定義されうる」)(「国家独占資本主義の諸問題」、海道勝稔訳、佐藤昇編『国家独占資本主義と経済循環』合同出版社、五九、六六ページ)。

つぎに日本における研究動向をみると、まず国家資本主義と国家独占資本主義との同一視論についての疑問が、はやくは豊川卓二氏により提起されている。すなわち「(レーニン自身は——引用者)国家独占資本主義を国家資本主義と全く同一視していたということはいえないにしても、すくなくとも国家独占資本主義を国家資本主義と切りはなして、あるいは無視して論じていなかったことはたしかである。国家独占資本主義論は、レーニンの『国家独占資本主義』の用語例の一次的引用で補強しようとすることは、今後おしすすめられるべきその理論的展開をかえってばむ役割しかもたないことは、いうまでもないであろう。[……]現代資本主義の焦点たる国家独占資本主義と国家資本主義およびその両者の連関にかんする方法的および具体的歴史的分析をおしすすめてゆくことが要請されているといわなければならない」(「国家独占資本主義論にかんするノート——国家独占資本主義と国家資本主義」、静岡大学『産業と科学』第六号、八八、九〇ページ)。

レーニンにおける国家資本主義と国家独占資本主義の相違の同様の把握は内田穰吉氏によってさらに一歩すすめられている。「国家資本主義と国家独占資本主義の相違はどこにあったか。〔……〕（国家資本主義とは——引用者）国家自身が機能資本家としての立場にあるか、ないし事実上それと同様の立場にあるばあいの資本主義のことであろう。〔……〕けれども、一九一七年五月の『決議』（一四月協議会における『現在の情勢についての決議』）の内容をみるならば、国家独占資本主義は、国家資本主義をその内部に包摂するにもせよ、国家資本主義よりも広い内容をもつものとして規定されている」〔レーニンの時代には国家資本主義と国家独占資本主義は、概念的にまだ未分離の状態にあった。レーニンがそれをはじめて分離してマルクス経済学の発展に大きな寄与をあたえた。しかし両者の混同は、レーニンの後にもなおつづけられた。ブハーリンはついに国家独占資本主義という用語を使わず、国家資本主義で押し通したし第一次大戦後のコミンテルンの重要な文献はすべて、国家独占資本主義として把握すべき現象を、国家資本主義としてあつかっている』（『国家独占資本主義論の形成と展開（一）』『富大経済論集』第一〇巻一号、九〜一〇、一三〜一四ページ）。

もっとも両氏の場合、国家資本主義と国家独占資本主義との区別は強調されるが、レーニンの国家資本主義論ならびに、国家資本主義と国家的独占の関連およびレーニン国家独占資本主

義論における国家資本主義、また国家的独占の理論的位置に規定的関連については——内田氏にあっては「国営部分に国家的独占を中心として国家独占資本主義が形成され」（同上）ページ）という叙述もみられるが——ほり下げた検討、吟味がなされずにおわっている。

ついで、さらに「国家的独占に『国独占』説とよんだ理解も、ツイシャング論争以後、国家独占資本主義論の一系譜としてあらわれるにいたる。そして、この系譜では、まず手嶋正毅氏があげられる。氏は「国家独占資本主義をめぐる論争経過よりあきらかにされた中心課題は、国家独占の本質と機構、国家独占形成の法則性と全般的危機の諸条件との区別と統一である」（『日本国家独占資本主義論』、有斐閣、一五ページ）と「戦後国家独占資本主義論争の課題」を集約し、その著者において、この課題を追求されたのである。ついで、池上惇氏が、氏の国家独占資本主義に関する第二の著書『日本の国家独占資本主義』（汐文社）において旧著『国家独占資本主義論』（有斐閣）よりすすめて「国家独占資本主義は、全般的危機の諸条件の下で、資本家階級の階級防衛運動としての『国民経済合理化』と『軍事化』のイデオロギーによって国家独占が独占の主要な形態に転化しつつある独占資本主義である」（二四ページ）と規定し、国家的独占をもって国家独占資本主義の基本的メルクマールとされるにいたる。また、池上氏とほぼ同様の見地から角谷登志雄氏はつぎのようにいわれている。「国家独占資本主義

を特質づけるものは、国家独占であるが、それは、いわば私的独占を補強するものとして、それとらんで存在し、しだいにその比重を高めつつある。この私的独占と国家独占とは、緊密かつ複雑に一つにからみあっている」(『現代帝国主義と企業』汐文社、二〇二〜二〇三ページ)。

しかしながら、両氏にあつては豊川、内田氏らとは逆にレーニンの国家資本主義と国家独占資本主義との区別を不明にしたまま「国家的独占」(『国独資』)説がとられ、しかも肝心の国家的独占概念の理解において、すでにしめしたように(詳しくは拙稿「レーニンの国家的独占の概念の検討」参照)、レーニンのそれをとりちがえ国家的独占を国家的経済統制、国家的統制一般と同一視し、この概念を「拡張適用」し無概念化することにより、かえつて理論的あいまいさと混乱を助長する側面をともなつたのである。

なお最近、森岡孝二氏がレーニンの吟味にもとづき「国家独占資本主義は、国家資本主義型の独占資本主義であり、資本主義的独占にかわつて国家資本主義的独占(国家独占)を独占の主要形態とする特殊な独占資本主義である」(『国家独占資本主義論と現代資本主義分析——国家独占資本主義論争の一省察』『経済科学通信』第一六号、四〜五ページ)と規定され、一步、レーニン国家独占資本主義論の正確な理解をすすめられてゐる。しかし、氏にあつても、国家資本主義は「国家が利潤原理や市場機構と結びついてつくりだす経済関係は、軍事生産で

あれ、公共事業であれ、国家信用であれ、総じて国家資本主義とみなすことができる」(『国家資本主義論の方法について』同第五号、五二ページ)とされ、国家資本主義の独特性、すなわち、国家による基本的生産手段、流通手段の占有ないし所有というもとの、その資本関係としての充用というポイントが明確にとらえられていない。また、国家的独占についても一方では「国家的経営体による特定部門の独占」(同上、四九ページ)としつとも、他方では「国家による生産の独占化と統制」(同上、五三ページ)とも規定するなど、国家的独占と国家的統制の区別と関連の理解があいまいなままであつて、全体としては池上氏らの理解水準をこえてるところにまでいたつていない。⁽¹⁶⁾

ともあれ、戦後国家独占資本主義論史における研究動向との関連でいうなら、小論は、なお、ほんらいの「国家的独占」(『国独資説』)の原像(『ウアビルト』)をできるだけ精確に把握しようとのころみにとどまる。

*

*

さて、上乗のレーニン国家独占資本主義概念の検討はしかしながらすでにすくなくとも二つの問題を俎上にのぼせているといわなくてはならないであろう。すなわち、その一つは、国家資本主義、国家的独占が国家独占資本主義の根本的特質¹⁷規定をなすとしても、なぜ、いかなる意味でそのように捉えられるのかがなおあきらかにされなければならないということであ

る。というのは、国家的独占、国家資本主義そのものは、独占資本主義以前にも、また独占資本主義段階においても、それはそれで存在していたのであって、国家独占資本主義にあって、国家資本主義が独占資本主義の場合と、たんに量的にその比重が異なるというだけではなく、その役割における新しい質的意義、機能内容が捉えられなければ、国家独占資本主義の標識規定としては、ふじゅうぶんであるといわざるをえないからである。

その第二は、国家独占資本主義が独占資本主義とことなる経済・社会体制の一転化としてとらえうべきものとするなら、国家的独占、国家資本主義の新しい発展、展開にとどまらず、さらにすすんでそれらと結びつく、他のいちゃんの諸特質と内面的な相互関連をもった有機的構成体として理解されなければならぬが、そうしたいちゃんの諸特質とは何であり、またそれらの相互的関連をどのようにとらえたらよいかという問題である。しかし、ここでは問題の所在を確認するにとどめて、その考究は別稿にゆずることにした。

【注】

- (1) 国家独占資本主義を「独占体の力と国家の力の一体化的結合」ととらえる見解(以下「一体化テーゼ」とよぶ)は、ソ連邦共産党第三回大会で採択された党綱領で定式化されている。「国家独占資本主義は独占体を富ませ、労働運動と民族解放闘争を弾圧し、資本主義制度を救済し、侵略戦争を開始する目的で、独占体の力と国家の力を単一の機構に結びつけている」(日本共産党中央委員会発

レーニンの国家独占資本主義概念について

行『世界政治資料』一九六二年、二二九号、二二一ページ)。同様の規定はいわゆる「モスクワ声明」(八一カ国共産党・労働者党代表者会議の声明)にみられる。「国家独占資本主義は、民族の生活にたいする独占体の支配を強めつつ、独占体の力と国家の力を単一の機構に結合したが、それは資本主義制度を救済するために、労働者階級の搾取と、広範な人民各層の略奪によって、帝国主義ブルジョアジーに、最大限の利潤の増加をもたらすためである」(日本共産党中央委員会宣伝教育部編『八一カ国共産党・労働者党代表者会議の声明と世界各国人民へのよびかけ』六ページ)。

(2) ユルゲン・コッカ「組織資本主義か国家独占資本主義か」(『現代の理論』七六年四月号)、玉垣良典「国家独占資本主義論の根本的反省」(同七六年一月号)、玉垣論文への批判として大内秀明「国家独占資本主義論争の再開のために」(同、七六年五月号)、これへの回答として玉垣「現代資本主義論争の地平」(同、七八年春季号)。

(3) 「帝国主義的経済主義」との基本的論争点については、さしあたり藤田勇「社会主義における国家と民主主義」(大月書店、三三三ページ以下)参照。また、この間レーニンとプーハーリンの公的・私的なやりとり、および理論的な相互浸透の経緯については、牧野博「S・F・コーエン『ボルシェヴィキ運動の理論的基礎の創設者としてのプーハーリンとレーニン』」(同志社大学『経済学論叢』第二〇巻。第一・二号)がくわしい。なおレーニンのプーハーリン論文評注の考証について、安富邦雄「国家論ノート」所収のレーニンによるプーハーリン論文評注の取り扱いについて(福島大学『商学論集』第四六巻第四号)がある。

(4) К теории империалистического государства

S. 15—27。

この論文は革命前は陽の目をみずレーニン死後の一九二五年、『法の革命』(РЕВОЛЮЦИЯ ПРАВА)の第一輯にプーリン自身の前書きの注記が挿入されて発表された。構成は「I 国家の一般理論」「II 帝國主義的国家と金融資本主義」「III 組織化過程、国家権力と労働者階級」となっている。注記には、この論文の公表までのいきなつと、後年、スターリンによってプーリン失脚の口実の一つとされた「国家爆破テーゼ」をめぐるレーニンの対立におけるレーニンの側でのプロレタリアート・ディクタトゥーラの不可避性とその死滅の問題との混同という指摘をぶくむ自説の擁護が記されている。

(5) 国家資本主義の時期の到来については、プーリン、レーニンより早くヒルファディングによってその戦時「組織資本主義」論において指摘がなされている。まず第一次世界大戦前の一四年四月の「組織権力と国家権力」(Organisationsmacht und staatsgewalt, *Die neue zeit* 32. Jg.) における「国家社会主義」(Staatssozialismus) はプロレタリアートの手に権力を獲得させる政治的変革の後に可能でありうるのであって、そのときには社会主義を制約なしに表現しうる。今日、あちこちで国家社会主義と名づけられているものは、この名称を不当に用いているのであって、実際には最悪の国家資本主義(Staatskapitalismus)である。(S. 154)。

一九二一年一〇月の「諸階級の労働共同体から」(Arbeitsgemeinschaft der Klassen? *Der Kampf* 18. Jg. 1915) では「金融資本——少数巨大銀行による独占的に組織された産業の支配——は生産の無政府性を緩和する傾向をもち、無政府の資本主義から組織

された資本主義経済制度へ転化する胚種を含んでいる。金融資本とその政策が生みだした国家権力の異常な強化は、同じ方向に作用する。社会主義の勝利の代わりに、ひとつの組織されてはいるが、強権的で非民主主義的に組織された経済——その頂点には資本主義的独占と国家の連合した権力がたち、そのもとで、勤労者大衆がヒエラルキッシュな編制のうちで、生産の官吏として活動する——が可能であるように思われる。資本主義社会の社会主義による克服のかわりに、大衆の直接的な物質的な欲望をこれまでより以上に改善する、ひとつの組織された資本主義といった適応された社会が現われる。そして、戦時の諸事情はプロレタリアートの民主主義的反作用を捨象するならばこの傾向を強化するであろう。戦時社会主義と呼ばれるものは——実際にはたんに組織権力による資本主義の異常な強化であるにすぎないのだが——この方向に作用する。そして同様に戦時に権限となかなくその自信を途方もなく強めた国家権力はすでに財政的諸理由(国家的独占)からして、この傾向を促進する。(……)しかも、このこと(民主主義のための闘争の衰退——引用者)は、つぎのような時期に起こっている。つまり、支配的な権力政策に対する民主主義の基本的意義がたんに諸民族間の平和の条件であるだけでなく、以前にくらべインターナショナルの維持と再建にとっても明瞭となつてきており、また将来が組織された国家資本主義か、それとも民主主義的社会主義に帰属するかどうかという問題が直接、その解決にかかつていて、民主主義の問題がいっそう緊急となっているようなときである。

さらに同様の問題意識は、一六年三月の「ドイツ労働運動の将来をめぐって」(Um Die Zukunft Der Deutschen Arbeiterbe-

wegang. Die neue zeit. 34. 18) においてもみられる。すなわち「この闘争(戦時の対外的・対内的諸問題をめぐる闘争——引用者)においてまずブルジョア世界の生存問題——銀行とカルテル支配をともなう金融資本の時期から異常に強化された支配国家 (Erschattungs staat) をともなう組織されたヒエラルキッシュに構成された国家資本主義の時期に発展するか、それとも金融資本の時期が社会主義的組織とそれに照応する民主主義的管理組織にとって代わられるかという問題が決められる。」(S. 172)。

ここで、ヒルファードングは「国家社会主義」ないし「戦時社会主義」を「最悪の国家資本主義」ととらえ、また、「諸階級の労働共同体」ではじめて「組織された資本主義」という表現をもち、その概念の中心に国家資本主義をすえているのが理解されよう。つまりこの段階におけるヒルファードングの「組織資本主義」論とは「組織された国家資本主義」論なのである。ただし、ヒルファードングにあっては戦時経済が国家資本主義であるとみれば、将来的な発展傾向、ないし戦後全面的に問題とされるべき革命的展望における選択肢というふうにとらえられているようである。またそれに関連してヒルファードングでは、「組織された国家資本主義か民主主義的社会主義か」という二者択一の問題提起にみられるように、国家資本主義は自由主義的にその権力支配の側面でのみとらえられていて、プーハーリン、とくにレーニンのように「社会主義への前提条件の成熟」という側面をも包括した二重の見地からはとらえられていないのが特徴的である。

なお、大戦下のヒルファードング理論については、上条勇「第一次大戦とヒルファードングの帝国主義論」(北海道大学『経済学研

レーニンの国家独占資本主義概念について

究」第二六巻第三号)、田中良明「第一次大戦中のヒルファードングの帝国主義論——通商政策論を中心に」(大阪市立大学『経済学雑誌』第七七巻第二号)等がある。

(6) ニーンカンフの『帝国株式会社』案は、神戸正雄「独逸帝国全体に亘る半官企業組織新説(独逸帝国株式会社新案)」(京都帝国大学『経済論叢』第一巻第四号)に紹介がある。参考のため法律案の定款を掲げておくと、つぎの通りである。

(一) 会社の地位 本会社は公益株式会社として帝国政府の監督に属し、本法に特段なる規定あるものの外、商法の適用を受く。
(二) 会社の目的及業務 本会社は公益上独逸国民経済を管理するを以て目的とす。此の目的のため特に国民経済に必要又は有益にして経済と直接又は間接に関連したる企業なるも国家又は私経済の処理する能わず又は満足に処理せざるものを営むものとす。本会社の営業範囲は監督会が反対の決議をなさざる以上は無制限とす。但し公益上必要なる場合には帝国宰相は監督会の決議に依らずして本会社の指定種の業務又は営業方法を禁止することを得。

本会社の理事会は行政裁判所に訴えて此の禁止が本会社の目的に照らして正常なりやの決定を求むることを得。

(三) 会社の営業所 本会社の本店は之を伯林に置く。本会社は帝国領域内に支店を設くことを得。

(四) 会社の機関 会社に左の機関を置く。

- (a) 理事会 帝国宰相の認可を経て監督会之を命ず。
- (b) 監督会 総会の選出したる少くとも十五人の委員と、帝国宰相の代理者たる一員とを以て構成す。

(c) 総会

(五) 会社の資本金 本会社の資本金は十億マルクとす。株式を分つて大株式及小株式とし、大株式は一株百万マルク五百株、小株式は一株百マルク五百万株とす。大株式は一株毎に総会に於ける投票権百箇を有し、小株式は百株につき一箇の投票権を有するものとす。

株式は独逸各邦に於て一定の割合を以て之を引受くるものとす。各邦は其引受けたる大株式を市町村又は其他の公共団体に、其引受けたる小株式を私人に売却することを得。

帝国銀行は銀行券十億マルクを本会社に交付して株金の払込に充てしむ、株主は各引受額につき帝国銀行より貸付を受け、之が爲めに其の株式を帝国銀行に担保品として提供するものとす。帝国銀行はこの担保となれる株式を以て銀行券の準備に充つることを得。此の場合に於て銀行券税につきては正貨準備に準ず。

株主は何時にても銀行券の相当額を提供して株の質入を解くことを得。

株主は平和克復後年々其株式金額の二十五分の一ずつを払込むの義務を負うものとす。

(六) 会社の積立金及利益配当 利益金中より年々其の五分に相當するものを積立金に充つ。積立金には年四分の利子を附す。

(簿記上)

純益中より先づ小株式に対して其の呼値の四分までの配当を爲し、次に大株式に同率までの配当を爲す。其の残額は大株式に対して三分の一、小株式に対しては三分の二の割合を以て配当し、配当金額が株式の呼値の八分に至て之を止む。八分以上に該當す

べき残額は之を積立金と爲す。各年に於ける利益が小株式に対して其呼値の四分の配当を爲すに足らざる場合には、積立金中より補足して其の配当を四分に達せしむ。

(七) 会社の課税 本会社には其の財産又は所得につき所得税、營業税及其他の帝国各邦地方税を免除す。其の株式には印紙及租税を免除す。

(八) 会社の解散 本会社の解散は帝国法律によつて之を行ふ。

(同、六一〇〜二一ページ。片仮名を平仮名に直している)

(7) 四月協議會當時、レーニンの国家独占資本主義把握がどう受けとられていたかをしめす傍証として、ピャタコフの同協議會第九回會議における發言を摘記しておく。「産業資本の時代が自由主義的政策の時代に一致するとすれば、現在では、組織された金融資本が直接、國家權力をその手中におさめ、自分の政策、帝國主義的政策を遂行するのである。また他方で國家そのものもたんなる政治組織であることをやめ、經濟組織・國家企業となる。とうぜんのことながら、イギリスの企業家が植民地企業に自分の資本を投下しているばあいと、イギリス國家が南ベルシャの石油事業の株の三分の二に投資しているのでは、おおちがいなのである。ここでは、國家そのものが所有者の役割をはたしている。こうして、同志レーニンが協議會でかたつたような、國家的トラストの存在について現在實際にかたることができるほどに、經濟と政治を緊密にからみあわせる過程が展開しているのである」(議事録翻譯委員會訳『ロシア社会民主労働黨(ボ)第七回(四月)全ロシア協議會議事録』十月書房、二二六〜二七ページ)。

ピャタコフはブハリンと同じく「帝國主義的經濟主義」の立場

にたち、民族自決権を否認し、レーニンの「民族問題について」の決議に反対しているが、レーニン国家独占資本主義論の受けとめ方については当時における共通の理解を示唆しているみてよいと思われる。

(8) 宇高基輔・和田春樹「ロシアにおける国家独占資本主義」(東大社研『社会科学の基本問題』上巻)は「レーニンはロシアを国家独占資本主義へ『移行しつつある』国と考えていない」(九七ページ)とみるが、この箇所は両氏の見解とは逆にレーニンがロシアを国家独占資本主義のもとにある国ととらえていたことを明証している。にもかかわらず氏は「砂糖シンジケート」の例をレーニンは部分的な現象としてあげているものと考えられる(一〇一ページ)とレーニンのこの指摘を消極的・否定的にみようとするのであるが、ここでとくに砂糖シンジケートがとりあげられているのは、本文でのべた理由のほか、それがロシアにおける国家資本主義の先駆的・典型的ケースであったこと、および実践の意味あいど労働者統制、全人民的統制の対象として、プロレタリアート、とくに農民にとっても身近かでわかりやすいケースであったからであると考えられる。この点については、レーニンの論稿「一つの根本問題」(第二四巻、一八九ページ)および拙稿「レーニンの国家資本主義論」(一四五ページ参照)。

(9) このような把え方は国家独占資本主義を論ずる大多数の論者に共通で、たとえば井上晴丸氏は明示的につきのようにいわれる。「ぼくは、国家独占資本主義というものの真意を『国家独占』資本主義(State monopoly Capitalism)として読みとることに不賛成で、それはあくまで国家『独占資本主義』(State-monopoly Capitalism)と読みとるべきである」といっている(『レーニンの国家独占資本主義概念について』)

レーニンの国家独占資本主義概念について

「私」と読みとるべきでないものだと思っている、つまり国家独占資本主義はどこまで進んでも、あくまで独占資本主義の究極以外のものたり得ないという意味である。狭義でいえば、「私的独占」に対して「国家独占」というカテゴリーをとり出すこともできるが、それはあくまで私的独占の「わば Zu Behr (附属物) (Accidens 偶有性)であり、私的独占が国家独占に媒介されるのではなくて、その逆である」(『国家独占資本主義についての覚書』池上惇氏の主著『国家独占資本主義論』を讀んで)『立命館経済学』第一五巻第三号、一一八―一九ページ)。

しかし、このような所説はレーニンの国家独占資本主義論の「真意」ではないし、また「国家独占」資本主義としてとらえたからといって、氏の「つまり」以下の理解——もっとも「Accidens」の意味は不明であるが——が閉されるといえるのではないと思われる。

(10) 「国家化」という言葉を、レーニンは「ポリシエヴィキは国家権力を維持できるか?」でも、もちいでいる。「ソヴェットの統制と監督という条件のもとでは、銀行、シンジケート、商業、その他等々の職員大衆を『国家化する』ことは、技術的にも(資本主義と金融資本主義とがわれわれのためにはたして予備的な仕事のおかげで)政治的にも、完全に実現できることである」(全集第二六巻、九七ページ)。

プーリリンも「国家化」「生産の国家化」という言葉をレーニンと略々同様の内容でもちいでいる。たとえば『過渡期経済論』(救仁郷繁訳、現代思潮社)では「生産の国家化」には「直接的な国家化」=「大規模な生産単位の一部を国家化する道」と「間接的な国家化」=「流通過程を間接的に規制する道」があるとし、第一の国

家化として「各種の『市町村化』や地方自治体化」などの公有化を、第二の国家化として「国家の穀物専売、農産物の配給切符制、生産物の義務供出、固定価格、工業製品の組織的供給など」(一〇八ページ)をあげている。

(11) 「国家独占資本」なる範疇は杉田正夫「転形期における現代資本主義」(『現代帝国主義講座』第一巻)で「定立」されているもので、本文のカッコの章句は氏からの引用(同、九七ページ)である。氏はいわゆる「生産関係社会化」論の見地にたち、「国家の経営管理機関や国家資本の経営機構を形成している一群の高級経済官僚層が、私的独占体を支配する大資本家や経営者の間に、相互派遣を通じて人的結合を強めた結果、たちあらわれる」(同上)と「ゆ着説」——「一体化テーゼ」が最重要視するのと同じの事態から「国家独占資本」範疇をみちびいてきている。この範疇の批判については、横手文男「杉田正夫『転形期における現代資本主義』批判」(『前衛』六四年一月号)、谷田庄三「今日の金融資本にかんする若干の問題」(『経済評論』六五年七月号)がある。

その後、「国家金融資本」なる概念を仮設して、同じような志向を試みるものに、高橋衛「国家独占資本主義論の理論的前提」(『広島大学』『政経論叢』第二巻第四号)がある。

(12) このソヴェト財政部代表者全ロシア大会での「国家資本主義」は「国家独占資本主義」と「表現される方が適切」であるとされるのは内田稔吉氏である。(『国家独占資本主義の形成と展開』(一)『富大経済論集』第一〇巻第一号、一二ページ)。

(13) このさい、プーハーリンの国家資本主義概念を吟味しておく、これがプーハーリン帝国主義論の中心概念であるにもかかわらず、そ

の内容規定はいまいである。『世界経済と帝国主義』では「国家資本主義トラスト」についてさきにわれわれが引用した箇所について、つぎのようにもいわれている。「もちろん国家資本主義的トラストの構造を、ことばのせまい意味でのトラストの構造と同一視することはできない。後者は、もっと中央集権化されている、もっと無政府的ではない組織である。だが経済的に発展した国家は、もっとある程度まで(……)一種のトラストに似た組織とみることができ、状態に近づいている。この状態は、われわれが名付けた国家資本主義的トラストとみることもできる」(前掲、一八六―一八七ページ)。

プーハーリンは「国家資本主義トラスト」という規定を厳密には「国民経済がトラスト形態で単一の国家資本主義に吸収されるような事態」としているのであるが、これで見ると当時の資本主義の現実が「これに似た組織とみることができ、状態に近づいている」と比喩的な意味あいでもちいているともみられるのである。

つぎに、『過渡期経済論』では、「国家資本主義的な生産関係」という概念で「国家的独占」「強制シンジケートおよび強制カルテル」「混合企業」をその本質的な形態としてあげたのち、「このほかに、より本質的でない、次のような一連の変形もまた、この種の形態に属する。すなわち、国家による生産過程の調節、統制(強制生産、生産の規格化、製造方法の調達、国内の技術的生産制度一般の制定)、分配の規定(強制供出と強制徴収、国家調達の組織化、国营倉庫、価格公定、配分切符制など)もこれに属する」(前掲、三九―四〇ページ)と、より広範な国家干渉、国家的統制的諸形態をも包括させている。

もっとも『共産主義のABC』では「国家資本主義の変化はいろ

いかな方法で行われた。多くの場合、生産および交易の国家的独占が組織せられた。これは生産および交易が完全にブルジョア国家の手にゆだねられたことを意味する。ある場合にはその転化は、急に行われないで、なしくずしに行われた。これは国家がただ、シンジケートあるいはトラストの株を買った場合に起ったことである。これが行われた企業は半官半民であったが、国家がその指導権をもっていた。さらにまたある企業が私人の手に残っている場合でも、それはしばしば政府の統制に服したのである。〔…〕国家は労働方法を指揮し、用いられるべき材料を指定し、そしてこれらの原料を与えたのである。〔岡田次郎訳、双文社、一五八―一五九ページ。拙稿「レーニンの国家資本主義論」一五五ページ〕と『過渡的経済論』において国家資本主義の本質的組織形態とされたものが意味されている。

概して、ブハーリンにあっては国家資本主義を経済・社会体制概念としてとらえるところからそれに広い意味内容をもたせられている。この点、基本的にはブハーリンがその本質的組織形態とした国家的独占、混合企業、強制シンジケート等をもって国家資本主義をとらえていたといえるしレーニンと異なるといえよう。とはいえ、国家資本主義に広い意味内容をもたせるブハーリンの理解は、その後のブハーリン批判をへても、うけつがれている。

たとえば、レオンチェフは国家資本主義をつぎのようにとらえている。「国家資本主義の具体的な現象形態は図型的には次の標題に編入せられ得る。即ち一、国家経営の企業、二、私的企業の活動に対する国家統制の種々なる形態（主として価格形成に関して）、三、国家間の諸関係の領域、四、所謂社会政策の領域（就中、調停制度

及び労働立法）」（『組織された資本主義』と『経済民主主義』）ボリリン『ブハーリン「転形期の経済学」への批判』高尾正之助訳、義文閣、一五八ページ）。

ブハーリンレオンチェフ流に国家資本主義を理解するならば、レーニンの国家独占資本主義概念と同一視されざるをえない。すでにふれた（拙稿「レーニンの国家資本主義論」注①）国家資本主義と国家独占資本主義の同一視論の淵源はこの辺にあるといつてよいと考えられる。

〔14〕以上にみるレーニンのブハーリン批判はさらに掘り下げてみるなら、ブハーリン帝国主義論の理論構造そのもの問題点、すなわちブハーリンにあっては、レーニンのように独占資本主義と国家独占資本主義とが明確に区別されることなく「国家資本主義トラス」概念のうちに両者が混濁、解消されているというその理論の基本的構造にかかわるものと考えられる。

なお、ブハーリンの「国家資本主義トラス」論は国家資本主義の全一的支配論については、『ソビエト大百科辞典』初版の「ブハーリン」（デ・マレツキー執筆）の項目では「一種独特の極限状況的思考」の弱点からする「現代資本主義の国家資本主義的傾向の実現テンポについての過大評価」（松岡保「項目」ブハーリン）（上）、『関西大学経済論集』第二巻第一号）という評価が与えられている。

〔15〕ルツツ・マイアーの国家独占資本主義論における「国家独占」と「国家独占的」の使い分け、ツイーシヤンク理論との比較、その国家独占資本主義論の「前進」と「後退」面の評価については、海道勝稔「ルツツ・マイアー国家独占資本主義論にかんする若干の問

レーニンの国家独占資本主義概念について

題」(『富大経済論集』第六卷三・四合併号)がある。

(16) 森岡孝二氏は「国家独占資本主義の本質規定の中心に私的独占と国家独占の關係をおく定義からは、独占資本主義からの国家独占資本主義の区別の積極的表現をみてとることができるとは語りにくくなるといふことができる」(前掲「国家独占資本主義の方法について」四三ページ)といわれ、現代国家独占資本主義把握における基本的な問題の所在を感知しておられる。

また、池上氏の国家的独占概念について「池上氏が国家的独占の概念を『独占体の營業の自由権の法的確認』としてとらえ、その観点から『多様な国家的独占の形態』を列挙しているのは、専売概念から国家的独占概念への發展を説くその方法もさることながら、一方で現実における私的独占の優勢を正当に確認しつつも他方で、それを矛盾せず、国家的独占が独占の『主要な側面』となっていることと論証する必要があるとした苦しい論理展開であるといえ、いいすぎであろうか」(前掲「国家独占資本主義論と現代資本主義分析」一五ページ)と指摘し、池上氏の国家独占資本主義論のウィーク・ポイントを正しくとりだされておられる。

しかし、氏みずから「国家独占資本主義は、国家資本主義とともに、独占の支配する資本主義国民経済における派生的な経済的上部構造あるいはウクライドとして存在」(同上、二一ページ)するといわれるとき、氏自身の国家資本主義概念の不明瞭性と国家独占資本主義把握の混乱はおおむねくもなといわなければならないであらう。

「帝國主義國家の理論によせて」の原文の所在について、東京大学社会科学研究所教授藤田勇氏から御教示をいただいた。また、訳読にあたっては立教大学大学院経済学研究科の大沢覚君の御協力をえている。記して謝意を表する次第である。

※ ※ ※